

# 中津市女性創業・起業支援補助金

女性の創業及び起業の機運を高め、社会進出を促し、地域での活躍推進を図ることを目的に、中津市で創業する方を対象に創業に要する初期経費を助成します。

## 対象者

中津市内で創業する女性

- ①個人事業主にあつては、市内に居住する者(予定を含む)
- ②法人にあつては、市内に本店所在地として法人登記を行う者(予定を含む)
- ③特定創業支援等事業を受け、中津市が認めた者
- ④許認可等を必要とする業種については、当該許認可等を受けた者
- ⑤創業に係る事業を市内において、3年以上継続して実施する予定の者
- ⑥市が実施する他の補助制度による補助を受けていない者
- ⑦市税等の滞納がない者



※次のいずれかに該当する場合は補助対象外となります。

- ◆暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ◆風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ◆フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ◆公序良俗に反する事業又は補助金の使途として社会通念上不適切である事業を営む者

## 対象事業

地域課題の解決、市民の生活環境向上、地域資源を活用した地域振興に寄与し、  
令和9年2月26日(金)までに実績報告が可能な事業

## 対象額

対象経費の 1/2 の範囲内 (上限 100万円)

千円未満切捨て、年度の予算範囲内で補助 ※申請は1補助対象者につき1回まで

対象経費:創業に要する下記の経費	
工事費	事業所の新增築工事又は改築工事に要する経費、ケーブルネットワーク引き込み工事費および屋内工事費
設備費	備品購入費(補助対象事業以外での利用可能な汎用性の高いものを除く)、設備費及び設備等運搬費(事業の用に供する物に限る) ※3万円以下の備品と、消耗品は含みません。
役務費	不動産契約仲介手数料、登記手数料、広告宣伝費等

## 手続き

申請にあたって、創業計画書を提出する必要がありますので、創業支援機関(セミナー実施機関、中津商工会議所、中津市しもげ商工会、各金融機関)へご相談ください。

①事前  
相談

②交付  
申請

③審査・  
交付決定

④事業  
着手

⑤実績  
報告

⑥検査・  
交付確定

⑦補助金  
請求

⑧補助金  
交付

## 注意事項

- 予算額を超えた時点で受付を終了します
- 要件や認定される事業・申請方法等、詳細は中津市のホームページをご覧ください。



《申込み・問合せ先》

中津市産業経済部 企業立地・雇用対策課

TEL:(0979) 62-9020 メール:kigyo\_koyo@city.nakatsu.lg.jp